

給付奨学金の家計急変採用に関するQ & A

【令和5年11月1日版】

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合には、急変後の年収見込みにより要件を満たすことが確認できれば、給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

家計急変採用の申請にあたり、多くお問合せいただいている事項について、令和5年8月15日版のQ & Aを掲載しておりましたが、家計急変事由D（新型コロナウイルス感染症に係る影響）の申請受付終了に伴い、Q & Aを更新しました。

なお、今回追加した事項は、Qの冒頭に【新】、既に掲載していた回答に追記した事項は【改】と記載しております。

併せて、「奨学金案内（家計急変採用）」もご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html

家計急変に該当する事由は、下表1に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合となります。

【表1】

	家計急変の事由（注1）	家計急変者の証明書類	家計急変事由の発生日
A	生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）	生計維持者が死亡した日
B	生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書（注3） <u>及び</u> ・病気休職中であることの証明書（注4）	診断書に記載された就労困難な状況が開始した日
C	生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業（注6）の場合に限る。）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）（注5）	左記の証明書に記載された離職日
D	生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書	罹災証明書に記載された罹災の日

E	本人が <u>父母等による暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（注7）	・ 公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）（注7）	公的機関による保護証明書に記載された保護施設への入所年月日
---	--	--------------------------------	-------------------------------

【改】【新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合】

新型コロナウイルス感染症に係る影響による給付奨学金（家計急変採用）における申請については、令和5年10月31日をもって、受付を終了しました。ただし、令和5年度秋季入学者で、事由発生日が令和5年7月31日以前の場合は、入学後3か月以内であれば申請可能です。

提出する証明書類等の詳細は次のページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

（注1）以下の場合は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

- ・ 申請時（スカラネット入力完了日）に家計急変の事由が解消（再就職、起業、就労困難解消等）している

【Q7参照】

※給付奨学生に採用後、申請時に事由が解消していたことが判明した場合は、給付奨学生の認定が取り消され、支給済みの奨学金（最大1.4倍）を一括返金していただくことになります。

- ・ 収入減少を伴わない家計支出の増加
- ・ 基本給（アルバイト・パート等の場合は、時給又は日給）に減少がみられない

【Q44参照】

（注2）以下の事由については、被災した場合（上表Dに該当する場合）を除き、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

- ・ 生計維持者の離婚又は失踪【Q2参照】
- ・ 定年退職等、非自発的失業（（注6）参照）に該当しない離職【Q30参照】

（注3）医師による診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「半年以上」であることの記載が必要です。【Q17、Q21、Q22、Q23、Q25、Q28参照】

（注4）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合は、傷病による休暇（休職）の期間について記載のある勤務先発行の証明書（様式自由又は所定の様式「休

職証明書（家計急変採用提出用）」の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。【Q18、Q26 参照】

就労困難となった者が個人事業主の場合は、所定の様式「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」を記入の上、提出してください。

【様式】 休職証明書（家計急変採用提出用）

【様式】 事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhen_teisyutusyorui

(注5) 傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。【Q35、Q36参照】

【様式】 雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhen_teisyutusyorui

(注6) 「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下表2の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変による支援の対象とはなりません。

【表2】

離職理由コード	
11 (1A)	解雇（1B及び5E※に該当するものを除く）
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く）
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上12月未満）

※ 「(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

(注7) 事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）

【様式】保護証明書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html
[#kakeikyuhen_teisyutusyorui](#)

【全般】

【改】 Q 1 家計急変事由（表 1）に該当しませんが、収入が急減しています。家計急変の支援を受けることができますか。

A 1 家計急変による給付奨学金の支援を受けるには、表 1 のいずれかの事由に該当していることが必要です。いずれにも該当しない場合、在学（定期）採用でのお申し込みをご検討ください。

Q 2 離婚により収入が急減しました。家計急変の支援を受けることができますか。

A 2 表 1 のいずれかの事由に該当していなければ、家計急変採用のお申し込みはできません。在学（定期）採用でのお申し込みをご検討ください。

Q 3 家計急変事由（表 1）に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変採用と在学（定期）採用のどちらに申し込むべきですか。

A 3 以前から低収入（低所得）であって（※）、在学（定期）採用の申し込みが可能なタイミングであれば、在学（定期）採用へのお申し込みをおすすめします。家計急変採用の場合、それによる支援が継続している間は 3 か月ごとに収入等を確認するため、在学採用に比べて手続きが比較的煩雑になるうえ、短い期間に支援の区分が変わる可能性があります。なお、家計急変採用と在学（定期）採用を併行して申し込むことは認められません。

※ 春の在学採用の場合、前年度の住民税が非課税またはそれに準じている（前々年中の収入が低い）場合。秋の在学採用の場合、当年度の住民税が非課税またはそれに準じている（前年中の収入が低い）場合。

Q 4 家計急変事由（表 1）に該当すれば、家計急変の支援を受けることができますか。

A 4 家計急変の事由に該当し当該証明書類を提出した場合でも、家計に係る基準（収入基準・資産基準）及び学業成績等に係る基準等や入学時期等に関する要件や在留資格等に関する要件を満たしていなければ、家計急変による支援を受けることはできません。

※ 支給額算定基準額の算定について

以下の①②の合計額により収入基準を判定します。支給額算定基準額の合計額が100円未満の場合は第Ⅰ区分、100円以上25,600円未満の場合は第Ⅱ区分、25,600円以上51,300円未満の場合は第Ⅲ区分となり、51,300円以上の場合は支援の対象になりません。

①家計急変の事由に該当する生計維持者

家計急変後の年間所得見込額と住民税情報を組み合わせて支給額算定基準額を算出します。

②学生等本人と家計急変の事由に該当しない生計維持者

住民税情報に基づき、それぞれの者について支給額算定基準額を算出します。

Q 5 家計急変事由発生日からすぐに提出書類を全て整えて申し込んだ場合は、いつ選考結果がわかるのでしょうか。

A 5 家計急変事由発生の事実確認や大学等が学業成績等を確認のうえ推薦する期間が必要であり、審査には一定の期間を要します。提出書類に不備がない場合は、概ね推薦の翌々月に選考結果を通知します。詳細は在學校に確認してください。

採用された場合は、原則スカラネット入力完了日（誓約日）の属する月に遡って支給を開始します。ただし、家計急変の事由が進学前に発生しており、進学後3か月以内に申請した場合は、進学した年月から支給を開始します。

Q 6 家計急変事由発生日から3か月経過してしまいました。申し込むことはできますか。

A 6 「やむを得ない事由」がある場合は学校に相談してください。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、学生等本人の病気、家族の看護、災害等による被災、実習中、学校が閉鎖されているなどが考えられます。

また、事由Bに限っては、傷病による就労困難な期間が当初の予定よりも延長され、結果的に就労困難である期間が半年以上となった場合は、やむを得ない事由があるものとして、事由発生から3か月以上経過後の申込みが認められる場合があります。【Q23参照】

Q 7 家計急変事由が発生してから申し込むまでの間に家計急変事由が解消している場合でも、申し込むことはできますか。

A 7 申し込むことはできません。給付奨学生に採用後、申請時に以下の（例1）（例2）のように事由が解消していたことが判明した場合は、支給済みの奨学金を一括返金していただくこととなります。

（例1）事由Bに該当していたが、申し込むまでの間に病状が改善し就労可能となった

(例2) 事由Cに該当していたが、申し込むまでの間に再就職や起業をした

Q8 申込者本人の収入が急減した場合、家計急変の支援対象となりますか。

A8 申込者本人が家計急変の事由(表1)のいずれかに該当すれば、支援対象となり得ます。ただし、事由Aは該当することがなく、事由Bは病気による休職の証明が必要になり、事由Cは雇用保険が適用されていることが前提になります。いずれの場合であっても、生計維持者の支給額算定基準額との合計額が収入基準を満たしている必要があります。

Q9 父母ともに家計急変事由に該当する場合は、どのように申し込めばよいですか。

A9 父母とも家計急変者として申込可能です。それぞれの事由発生年月が異なる場合には、後の事由発生年月に合わせて審査することになります。

Q10 2023年4月に進学しました。進学前に家計急変事由が発生した場合は、進学後3か月以内に申し込む必要がありますが、具体的にいつまでに申し込む必要がありますか。

A10 進学月が2023年4月の場合は、2023年6月30日までに申し込む必要があります。

Q11 秋入学です。進学前の事由発生とは、いつからいつまでを指しますか。

A11 進学月によって、申請可能な事由発生月の対象期間が異なります。例えば、進学月が2023年9月の場合は、家計急変の事由が2021年1月以降、2023年8月以前に発生していた場合は、申請可能です。

(進学月が2023年4月から2023年9月の場合)

申請可能な事由発生月：2021年1月以降、進学月前月以前に発生していた場合

(進学月が2023年10月から2024年3月の場合)

申請可能な事由発生月：2022年1月以降、進学月前月以前に発生していた場合

Q12 現在休学中です。休学中でも家計急変に申し込むことはできますか。

A12 家計急変の事由(表1)のいずれかに該当すれば、休学中でも家計急変に申し込むことはできます。ただし、採用されても休学期間中は奨学金の支給はありません。また、休学期間中であっても3か月ごとに「家計急変現況届」を提出する必要があります。

【給付奨学金(家計急変採用)の適格認定】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/kakeikyuhen.html>

Q13 母の再婚により生計維持者に父が追加されましたが、再婚以前に父に家計急変事由が発生していました。生計維持者追加前の事由発生ですが、家計急変に申し込むことはできますか。

A13 申請時（スカラネット入力完了日）においても家計急変事由が継続している場合は、家計急変に申し込むことができます。

【事由A】

Q14 家計急変事由Aにおいて、例えば生計維持者（父）の死亡により世帯の年間所得が大きく減少すれば、支援対象となりますか。

A14 家計急変の事由Aとして、申し込むことができます。

ただし、生計維持者（父）の死亡により世帯の年間所得が減少したとしても、Q4のとおり、学生等本人と家計急変の事由に該当しない生計維持者（母）の支給額算定基準額が51,300円以上の場合は支援の対象となりません。

Q15 事由Aの発生により世帯収入が減りましたが、在学（定期）採用も募集されています。家計急変と在学（定期）採用のどちらに申し込めばよいですか。

A15 生計維持者が死亡した場合、通常の在学採用で申込みをした場合でも、家計急変採用に申込みをした場合でも、家計基準の審査結果に違いはありませんので、在学採用の申込期間であれば、在学採用で申込みをした方が、手続きや必要書類が少なく済みます。ただし、家計急変採用は通年で申込みを受け付けておりますので、在学採用の募集期間外でも申込みが可能です。

Q16 事由Aの事由発生日はいつですか。

A16 生計維持者が死亡した日です。

【事由B】

Q17 家計急変事由B「生計維持者が事故又は病気により、半年以上、就労が困難」の「半年」とは、申込時点で半年（6か月）以上経過していることが条件なのか、医師による診断書または雇用主による証明書で半年以上就労困難の旨が明記されていることが条件なのか、どちらとなるのでしょうか。

A17 医師による診断書で半年（6か月）以上就労困難な旨が明記されている必要があります。また、この場合の事由発生日は診断書に記載された就労困難な状況が開始した日付となります。なお、家計急変採用は、事由発生から3か月以内に申し込んでいただく必要があります。

ただし、傷病による就労困難な期間が当初の予定よりも延長され、結果的に就労困難である期間が半年以上となった場合は、やむを得ない事由があるものとして、事由発生から3か月以上経過後の申込みが認められる場合があります。学校に相談してください。【Q23参照】

Q18 事由Bによる申込みのためには、「医師による診断書」と「勤務先の病気休職に係る証明書」の両方が必要ですか。

A18 給与所得者の場合、退職していないかぎり、両方が必要です。そうでない場合（自営業等）は、診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただきます。

【様式】事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kaikyuhen_teisyutusyorui

Q19 事由Bについて、病気が原因で退職（失業）した場合、「勤務先の病気休職に係る証明書」が提出できません。支援を受けることはできますか。（事由Bの発生後に失職）

A19 事由Cに該当する場合、事由Cで申し込んでください。事由Cに該当せず、病気が原因で退職（失業）した場合は、以下の書類を提出することにより、事由Bに申し込むことができます。

・医師による診断書：

「就労困難な状況が開始した日」及び「半年以上、就労困難」であり申請時（スカラネット入力完了日）においても継続して就労困難であることが明確に読み取れること。

・給与明細書（及び賞与明細書）：

診断書に記載された「就労困難な状況が開始した日」の翌月分から退職まで

・退職の事実及び退職日を確認できる書類：

雇用保険受給資格者証、会社発行の退職証明書等

・【様式】「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」

【様式】事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhen_teisyutusyorui

Q20 事故又は病気により離職した後に、6か月以上の就労困難が診断書により確定しました。このような場合でも、事由Bで申し込むことはできますか。(失職後に事由B発生)

A20 以下の書類を提出することにより、申し込むことができます。ただし、退職の理由が定年退職の場合は、家計急変の支援対象とはなりません。

・医師による診断書：

「就労困難な状況が開始した日」及び「半年以上、就労困難」であり申請時（スカラネット入力完了日）においても継続して就労困難であることが明確に読み取れること。

・【様式】「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」

【様式】事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhen_teisyutusyorui

Q21 診断書に「就労困難」との記載がありませんが、証明書類として認められますか。

A21 認められません。

Q22 診断書に記載されている就労困難である期間が6か月未満ですが、証明書類として認められますか。

A22 認められません。

Q23 医師からはまずは2か月の休職で様子を見るように言われており、「半年以上、就労困難」の診断書が発行されません。家計急変採用は、事由発生から3か月以内に申し込む必要があるため、事由Bには申請できないのでしょうか。

A23 現時点では「半年以上、就労困難」である医師の診断書が提出できないため、申請できません。ただし、傷病による就労困難な期間が当初の予定よりも延長され、結果的に就労困難である期間が半年以上となった場合であって、申込みの時点で就労困難な状態が継続している場合は、やむを得ない事由があるものとして、事由発生から3か月以上経過後の申込みが認められる場合があります。学校に相談してください。

Q24 事由Bの事由発生日はいつですか。

A24 診断書に記載された就労困難な状況が開始した日です。

Q25 診断書に「半年以上（6か月）就労困難であった」と過去形で記載がありますが、申込みの時点において「就労困難」であることが記載されていません。証明書として認められますか。

A25 証明書として認められるためには、申込みの時点においても「就労困難」であることを記載内容により確認できることが必要です。例えば、以下の（例1）のケースは認められますが、ご質問のケースは（例2）に当たり、申込みの時点において就労困難であることが確認できないため、認められません。

（例1）証明書として認められる例

- ・ 診断書発行日：2023年4月1日
- ・ 診断書の内容：2023年3月1日から半年以上就労困難と診断する。
- ・ 申請日：2023年5月1日

（例2）証明書として認められない例

- ・ 診断書発行日：2023年4月1日
- ・ 診断書の内容：2022年10月1日から半年以上就労困難であった。
又は、2022年10月1日から現在まで就労困難である。
- ・ 申請日：2023年5月1日

Q26 休職証明書に休職開始日の記載はありますが、休職終了日の記載がありません。証明書類として認められますか。

A26 認められません。休職終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」又は「未定で終了予定日が記載できない」と記載していただくよう、勤務先にご依頼ください。なお、所定様式を掲載していますので、ご参照ください。

【様式】休職証明書（家計急変採用提出用）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#akeikyuhentaisyutyori

Q27 病気により半年以上就労困難と診断され、しばらくは有給休職となります。支援を受けることはできますか。

A27 事由発生日（診断書に記載された就労困難な状況が開始した日）の翌月以降の収入状況の実績により判定されますので、支援が認められない場合もあります。

Q28 異なる病名で複数枚の診断書が発行され、就労困難の期間を合計すると半年（6か月）以上となります。証明書として認められますか。

A28 異なる病名で複数枚の診断書であっても、就労困難の期間が中断なく半年（6か月）以上であり、申込みの時点において就労困難の状況が継続している場合は、証明書として認められます。

Q29 生計維持者は高齢で就労しておらず、収入は年金のみです。病気により半年以上就労困難と診断されました。支援を受けることはできますか。

A29 病気により収入が減少していないため、家計急変の支援対象とはなりません。

【事由C】

Q30 定年退職をして、収入が少なくなりました。事由Cで申し込むことはできますか。

A30 家計急変の事由に該当しないため、申し込むことはできません。

Q31 雇用保険に加入していませんでした。事由Cで申し込むことはできますか。

A31 失職事由による申込みは、雇用保険加入者が対象となりますが、雇用保険未加入の給与所得者についても、状況によっては対象となる場合がありますので、在學校に、雇用保険未加入の事情と、退職理由を伝えて、ご相談ください。

Q32 雇用保険に加入しており、特定の正当な理由のある自己都合退職に該当しますが、被保険者期間が短かったため離職理由コードが34(3D)に該当しません。事由Cで申し込むことはできますか。

A32 A31と同様に、状況によっては対象となる場合がありますので、在學校に、雇用保険未受給の事情と、退職理由を伝えて、ご相談ください。

Q33 自営業を営んでいましたが、廃業しました。事由Cで申し込むことはできますか。

A33 事由Cは、雇用されていた人のうち、非自発的失業をした人を対象としているため、自営業を廃業した場合は申し込むことができません。

Q34 事由Cの事由発生日はいつですか。

A34 雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票に記載された離職日です。

Q35 離職理由は表2に該当しますが、傷病手当金受給中のため、雇用保険受給資格者証が発行されません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A35 傷病手当金受給中や出産・育児等の事情により、雇用保険受給資格者証の発行ができない場合は、雇用保険被保険者離職票コピー（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。

【様式】雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#ka-keikyuhentaisyutyorui

Q36 これから雇用保険の手続きを行うため、現時点で雇用保険受給資格者証がありません。雇用保険受給資格者証が発行されるまで申し込みできないのでしょうか。

A36 雇用保険被保険者離職票コピー（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。追って雇用保険受給資格者証の提出を求める場合がありますので、その際は速やかに雇用保険受給資格者証コピーを提出してください。

【様式】雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#ka
keikyuhen_teisyutusyorui](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#ka
keikyuhen_teisyutusyorui)

【事由D】

Q37 事由Dの事由発生日はいつですか。

A37 罹災証明書に記載された罹災の日です。

Q38 罹災により、家の修繕等に係る支出が増加しましたが、減収はしていません。事由Dで申し込むことはできますか。

A38 収入減少を伴わない家計支出の増加は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

【改】【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由Dの特例】

新型コロナウイルス感染症に係る影響による給付奨学金（家計急変採用）における申請については、令和5年10月31日をもって、受付を終了しました。

ただし、令和5年度秋季入学者で、事由発生日が令和5年7月31日以前の場合は、入学後3か月以内であれば申請可能です。Q39～Q44をご確認ください。

Q39 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変しましたが、公的支援を受けていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A39 新型コロナウイルスの影響を受けた家計急変を事由Dに類するものとみなすためには、それにより公的支援を受けていることが必要です。詳しくは、別途掲載している新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ&Aをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

Q40 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことについて、証明するための公的支援とは具体的には何ですか。

A40 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する支援またはこれに類するものです。具体的にどのようなものが該当するかについては、別途掲載している新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ&Aをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

Q41 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生計維持者が死亡／罹患による6か月以上就労困難／会社都合による解雇となった場合、事由Dに該当しますか。

A41 この場合、事由DではなくA～Cのいずれかに該当するのであれば、それらの事由で申し込んでください。

Q42 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計急変の事由Dに該当する場合、事由発生日はいつですか。

A42 申込時に「家計が急変した月」として申告があった月（収入が減少した月又はその前月）の末日です。

Q43 新型コロナウイルス感染症の影響で転職し、減収した場合、申し込むことができますか。

A43 勤務先等の変更（転職等により減収前後の勤務先等が異なる場合）による雇用条件（収入状況等）の変化は、家計急変採用における急変事由に該当しないことから、支援の対象とはなりません。

Q44 新型コロナウイルス感染症の影響で減収しました。奨学金案内に基本給の減少がみられない場合は支援の対象とならないとありますが、パート・アルバイトのため時間給です。基本給ではない場合でも申し込むことができますか。

A44 この場合、基本給に当たるものは時間給となりますので、時間給が減少している場合は支援の対象となり得ます。なお、月収の減の事実のみでは、自己都合による勤務時間の減少や、平日勤務の場合はその月の平日数の多寡にも左右され、新型コロナウイルス感染症の影響によるものとの判別がつかないことから支援の対象とはなりません。

【事由E】

Q45 公的機関による保護を受けていましたが、現在は保護施設を出所して、別の場所で暮らしています。事由Eで申し込むことはできますか。

A45 保護施設を出所していても、公的機関による保護証明書を提出でき、引き続き暴力等から避難している状況であれば、事由Eの対象となり得ます。詳しい状況を在学校にお伝えください。

Q46 父母のうち一方から暴力等を受けており、これから避難するためにもう一方の父母とともに保護施設等に入所しました。事由Eで申し込むことはできますか。

A46 事由Eの対象となり得ます。詳しい状況を在学校にお伝えください。なお、一緒に避難している父母については、マイナンバーの提出が必要です。

Q47 父母がもう片方の父母から暴力等を受けており、これから避難するために私も一緒に保護施設等に入所しています。事由Eで申し込むことはできますか。

A47 事由Eの対象となり得ます。詳しい状況を在学校にお伝えください。なお、一緒に避難している父母については、マイナンバーの提出が必要です。

Q48 私には配偶者がおり、その配偶者からの暴力等から避難するために保護施設に入所しています。父母からの暴力等ではありませんが、事由Eで申し込むことはできますか。

A48 学生本人が自身の配偶者から暴力等を受けた場合も事由Eの対象となり得ます。詳しい状況を在学校にお伝えください。

【その他】

Q49 複数の所得がありますが、提出する証明書は減収した会社の給与明細書のみでよいですか。

A49 複数の所得がある場合は、全ての所得に係る収入証明書類の提出が必要です。給与（賞与含む）又は営業所得、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、課税される全ての所得を申告する必要があります。マイナンバー等により、未申告の所得があると採用後に判明した場合には、支給済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。

Q50 2023年3月以前に家計急変事由が発生した場合において、勤務先が発行した給与明細書が全て揃わない場合、揃っている給与明細書のみを提出すればよいですか。

A50 家計急変後の収入状況を審査において確実に把握する必要があるため、家計急変事由発生後の給与明細書は全て提出していただくようお願いします。紛失等により給与明細書の提出が困難な場合には、家計急変後の期間中の給与等支給状況について記載した証明書を勤務先に作成していただくよう依頼してください。

Q51 進学前に家計が急変し、事由発生日が2021年1月～2021年12月に該当しますが、提出書類である源泉徴収票や確定申告書(控)を紛失してしまいました。家計急変採用に申し込むことはできますか。

A51 申請可能です。この場合は、2022年1月～2022年12月分の収入に関する証明書類（給与明細書や帳簿等）を提出してください。

Q52 提出した収入証明書類に誤りがありました。修正した収入証明書類を提出すれば、再審査してもらえますか。

A52 提出された収入証明書類を後日差し替えることは認められませんので再審査はできません。

Q53 給与明細書等を提出するのに、なぜ、マイナンバーの提出も必要になるのですか。

A53 給与明細書等では扶養人数や控除等の情報を確認することができないため、家計急変採用による支援においても生計維持者と申込者本人の住民税情報をマイナンバーによって取得し、その情報を支援区分の確定に利用します。また、家計急変採用による支援を開始してから一定の期間が経過した後は、予約採用や在学（定期）採用と同様、家計急変者も含めマイナンバーによって取得した住民税情報に基づいて適格認定（家計）を行います。

Q54 予約採用や在学（定期）採用において、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分で認定されました。しかし、認定された後、家計急変により更に著しい収入の減少が見込まれることとなりました。この場合、家計急変採用に変更することができますか。

A54 家計急変事由（表1）に該当している場合は、変更は可能です。詳細な手続き方法は、在学する大学等へご相談ください。なお、以下の点には十分留意してください。

- ・家計急変による支援の認定を受けた場合、支給額は原則3か月ごとに見直され、既に採用された受給額より支給額が少なくなったり、0円になったりする場合があることや、収入等を申告しない場合、支援が停止される場合があること。
- ・予約採用や在学（定期）採用における支援区分が変更されることによって、第一種奨学金を貸与中の方は、支給開始月に遡って一括で第一種奨学金の返金が必要になる場合があること。
- ・家計急変採用による変更が認められた場合は、変更前の予約採用又は在学（定期）採用に戻ることはできないこと。

Q55 虚偽の申込みをした場合、罰則はありますか。

A55 偽りその他不正な手段により申し込んだことにより、仮に認定された場合、それによって支給された金額に対し、140/100を限度として返金させていただきます。